

第2次長崎市人権教育・啓発に関する 基本計画(改訂版)(概要版)

～ 一人ひとりが認め合い、

人が人を大切にする

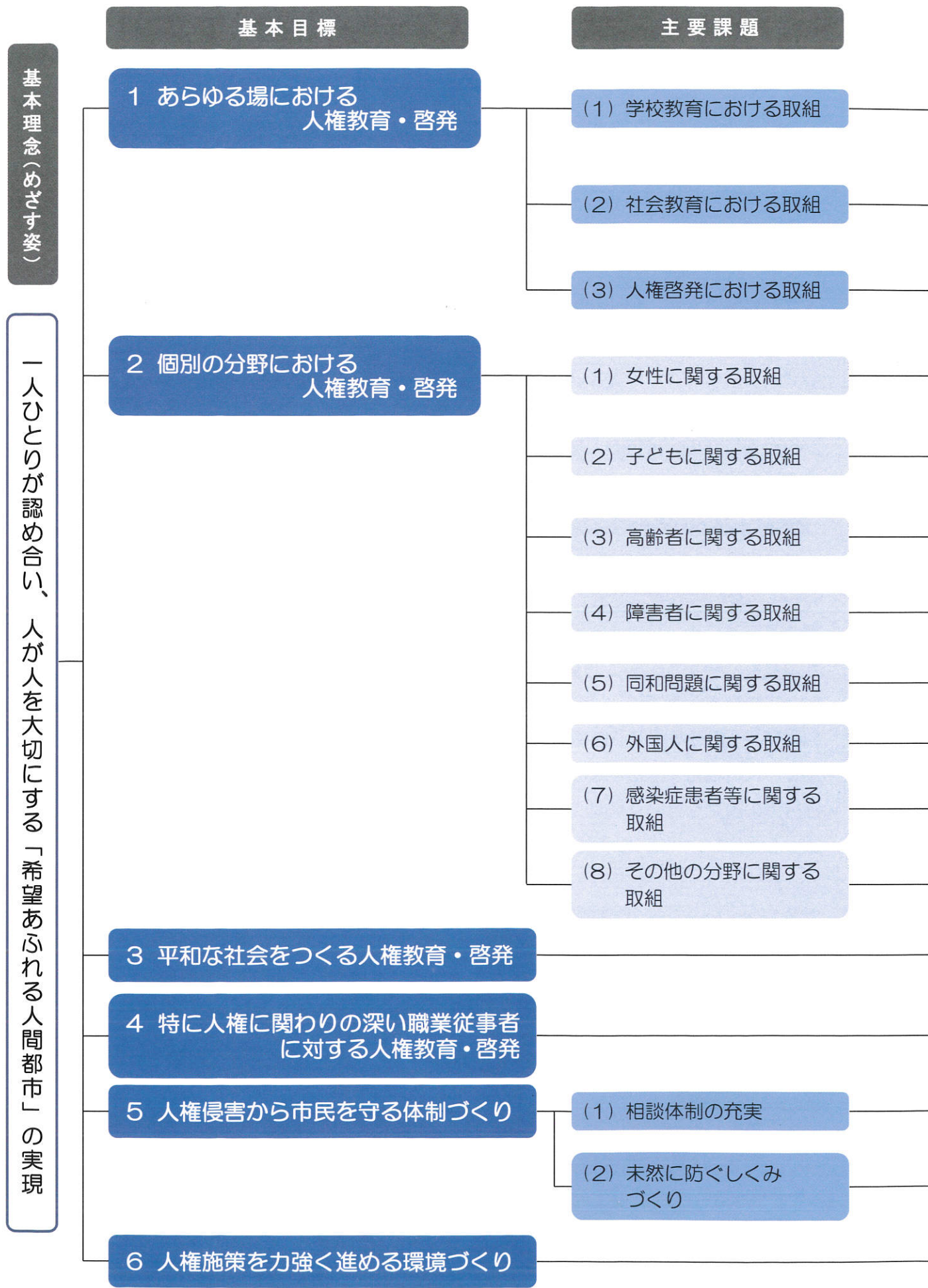
「希望あふれる人間都市」をめざして ～



計画期間 平成 25 年度(2013 年度)～平成 32 年度(2020 年度)

平成 28 年 3 月改訂

長崎市



基本目標と取組の体系図

施策の方向

- ①子どもの発達段階に応じた人権感覚と態度の育成
- ②家庭、学校、地域及び関係団体と連携した取組の実施
- ③体験活動や交流活動を通じた教育の推進
- ④教職員の資質向上の促進
- ⑤教育相談事業の充実

- ①地域や家庭における人権教育の推進
- ②社会教育施設における人権教育の推進
- ③人権問題への理解や人権感覚を高める啓発資料等の充実
- ④人権に関する関係団体との連携・協働

- ①市民への効果的な啓発の実施
- ②関係団体との連携
- ③職場の人権意識を高める取組の充実
- ④人権に配慮した職場環境の整備促進

- ①男女共同参画の意識を高める教育・啓発の推進
- ②男女が共同参画できる社会の実現
- ③男女間における暴力（DV、セクハラ等）への対策の推進

- ①子どもの成長を育む環境の充実と教育の推進
- ②心身ともに健やかな子どもの育成
- ③様々な問題への相談体制の充実

- ①高齢者が安心して自立した生活を送れる環境の整備
- ②高齢者への理解を深める教育・啓発の推進
- ③高齢者の権利擁護の推進

- ①障害者への理解を深める教育・啓発の推進
- ②障害者が安心して自立した生活を送れる環境の整備
- ③障害者の権利擁護の推進

- ①同和問題への理解を深める教育・啓発の推進
- ②差別意識の解消に向けた関係機関や団体との連携

- ①外国人とともに暮らす環境づくり
- ②外国人への理解を深める教育・啓発・国際交流の充実

- ①感染症に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ②相談体制の充実と関係機関との連携

- ①様々な問題への理解を深める教育・啓発の推進
- ②被害が発生した場合の相談や支援体制の周知

- ①被爆の実相の継承と平和学習の充実
- ②核兵器廃絶に向けた世論の喚起と平和な世界の創造

- ①研修や啓発資料による教育・啓発の充実

- ①相談窓口や救済機関、自立支援機関の周知
- ②相談、救済体制の充実
- ③関係機関の連携による機能強化

- ①人権侵害を未然に防ぐ取組の推進

- ①指導者となる人材の育成
- ②効果的内容と手法の検討
- ③関係機関や団体相互の連携
- ④マスメディア、IT関連技術を活用した情報提供

計画によりめざす姿



基本理念（めざす姿）

一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする

「希望あふれる人間都市」の実現

長崎市は、平成 23 年度からの長崎市第四次総合計画で、将来の都市像の一つを、人間性や個性が尊重され、他者を思いやり支え合いながら、誰もが豊かでいきいきと暮らせ、また、市民が主役でもある『希望あふれる人間都市』としました。

国籍や性別、年齢、出身などの違いにとらわれることなく、一人ひとりが互いを認め合い、子どもから高齢者まで、それぞれの人が他の人を大切にするまちをつくっていきます。

また、長崎市は、原爆被爆の惨禍から復興し、戦後の日本の平和をリードしてきたまちでもあります。人権尊重の精神が平和な社会の基盤であり、平和な社会の実現こそが人権の尊重につながるとの考えに立ち、核兵器のない平和な世界を実現するために豊かな人権感覚を持った市民を育てていきます。そして、「人権」と「平和」を私たちの社会にしっかりと根付かせ、後世の人たちに引き継いでいきます。

長崎市の取組状況

長崎市は、「長崎市民平和憲章」の制定や「ながさき男女共同参画都市宣言」などをおして、互いの人権を尊重し、差別のない思いやりにあふれた平和で明るい社会づくりに努めてきました。平成 13 年 3 月には、「人権教育のための国連 10 年」長崎市行動計画をつくり、平成 16 年 3 月に、「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。この基本計画では、「平和の希求と人権の尊重」を基本に、一人ひとりが、日常生活の中で、人権を尊重する態度や行動がとれるような社会にすることをめざして、あらゆる場での人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進してきました。さらに、計画期間及び数値目標の設定を行い、平成 25 年 3 月に、「第 2 次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、平成 28 年 3 月には後半 5 年間に向けて数値目標等を見直しました。

計画を実現させるための方策

一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」を実現するために、次の 6 つの基本目標に基づいて具体的な取組を進めます。

基本目標

- 1 あらゆる場における人権教育・啓発 ⇒人権一般の普遍的な視点
- 2 個別の分野における人権教育・啓発 ⇒具体的な人権問題に即した個別的な視点
- 3 平和な社会をつくる人権教育・啓発 ⇒人権と平和の視点
- 4 特に人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発 ⇒人権と職業の視点
- 5 人権侵害から市民を守る体制づくり ⇒増加傾向にある人権侵害から市民を守る体制づくり
- 6 人権施策を力強く進める環境づくり ⇒計画の効果的な推進を図る方策

1 あらゆる場における人権教育・啓発

1 学校教育における取組

子どもが様々な人権問題を知識として理解するだけにとどまらず、日常生活において人権を大切にする態度や行動をとれるような人権感覚を身につける人権教育を、保育所や幼稚園、学校などで推進します。

事業の進行を管理する指標

- ①人権教育全体計画の推進による生命や人権を尊重する心の育成



2 社会教育における取組

日常生活のなかで身近な人権教育の場である地域や家庭において、地域での活動やPTA研修会、社会教育施設などのあらゆる場で、人権の視点を踏まえた社会教育を推進します。

事業の進行を管理する指標

- ①社会教育施設等での人権感覚の向上を図る学習機会の提供

3 人権啓発における取組

市民の人権問題への理解を深め、人権意識を高めるため、関係機関と連携して効果的な啓発活動を行うとともに、企業や団体における人権啓発の支援を推進します。

事業の進行を管理する指標

- ①市民意識調査による人権意識の把握
- ②人権問題講演会等の開催

2 個別の分野における人権教育・啓発

1 女性に関する取組

「長崎市男女共同参画推進条例」、「第2次長崎市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会を実現するための施策や、女性の人権を守る取組を推進します。

事業の進行を管理する指標

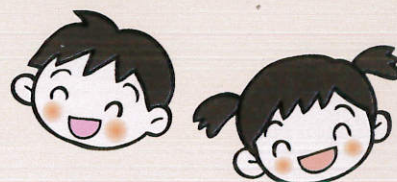
- ①男女共同参画推進センターが主催する講座、派遣講座、市民企画講座の実施

2 子どもに関する取組

子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮し、子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備する施策や、子どもの人権を守る取組を推進します。

事業の進行を管理する指標

- ①要保護児童がいる家庭への各関係機関と連携した支援
- ②いじめ、不登校、障害のある児童・生徒の相談対応



3 高齢者に関する取組

「長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が自立した、尊厳のある生活をするための施策や、高齢者の人権を守る取組を推進します。

事業の進行を管理する指標

- ①認知症サポーターの養成講座の実施
- ②包括支援センター等における成年後見制度利用相談への対応



4 障害者に関する取組

「長崎市第3期障害者基本計画」及び「長崎市第4期障害福祉計画」に基づき、障害者の自立と社会参加の促進を図る施策や、障害者の人権を守る取組を推進します。

事業の進行を管理する指標

- ①障害者相談支援体制の充実・強化
- ②関係機関と連携した就労相談から就職、職場定着支援
- ③授産製品の販売を通じた障害者に対する理解の促進と障害者の工賃向上

5 同和問題に関する取組

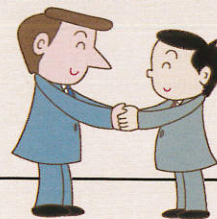
市民にわかりやすく、正しい認識に基づき共感を得られるような教育・啓発を行い、差別意識の解消に向けた関係機関や団体と連携して同和問題の正しい知識の普及に努めます。

6 外国人に関する取組

「長崎市国際化推進計画」に基づき、外国人とともに暮らす環境を整える施策や、外国人の人権を守る取組を推進します。

事業の進行を管理する指標

- ①国際理解講座の実施



7 感染症患者等に関する取組

感染症に対する正しい知識を育てることで差別や偏見をなくすとともに、相談体制の充実により、感染症患者等の人権を守る取組を推進します。

事業の進行を管理する指標

- ①感染症に対する正しい知識の普及啓発のための出前講座の実施

8 その他の分野に関する取組

様々な人権問題*に対する正しい知識を育てることで差別や偏見をなくすとともに、相談体制の充実などにより、様々な人権問題にかかわる人の人権を守る取組を推進します。

事業の進行を管理する指標

- ①申請書及び証明書等の不要な記載欄（性別等）の見直しの働きかけ

*様々な人権問題…刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、性的な問題で少数派とされる人、ホームレスの人などに対する人権問題、インターネットによる人権侵害等の人権問題

3 平和な社会をつくる人権教育・啓発

被爆を体験し、核兵器廃絶を訴える平和都市としての使命を踏まえ、「長崎市民平和憲章」の理念に基づき、平和な社会をつくるための施策や、平和への意識づくりを推進します。

事業の進行を管理する指標

- ①原爆資料館の常設展示の充実や企画展示の開催
- ②次世代の平和活動の担い手を育成する青少年ピースボランティア事業の実施
- ③被爆体験を継承していく家族・交流証言者*が講話を行うために必要な支援の実施
- ④平和首長会議加盟都市の増加による国内外におけるネットワークの拡大

※家族・交流証言者…長崎市が取り組んでいる、「語り継ぐ被爆体験（家族・交流証言）」推進事業の登録者。被爆者に代わって被爆体験を語り継いでいくために市が支援を行っている。

4 特に人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発

市職員・消防職員をはじめとする公務員、教職員などの教育関係職員、医療関係者、福祉保健関係者などは、市民に接する機会が多く、直接市民生活に影響を及ぼすことから、特に市民の人権に関わりの深い職業従事者に位置付けられます。常に、市民の人権を尊重する対応ができるよう、豊かな人権感覚を身につけるための教育・啓発活動を推進します。

事業の進行を管理する指標

- ①人権に関する職場研修の実施
- ②小・中学校での人権教育研修会の実施
- ③消防職員、消防団員への人権に関する研修会の実施



5 人権侵害から市民を守る体制づくり

人権が尊重された社会を実現するために、人権教育や啓発により市民の人権意識を高めるとともに、様々な人権侵害に対する相談体制を充実して市民の人権を守る取組を推進します。

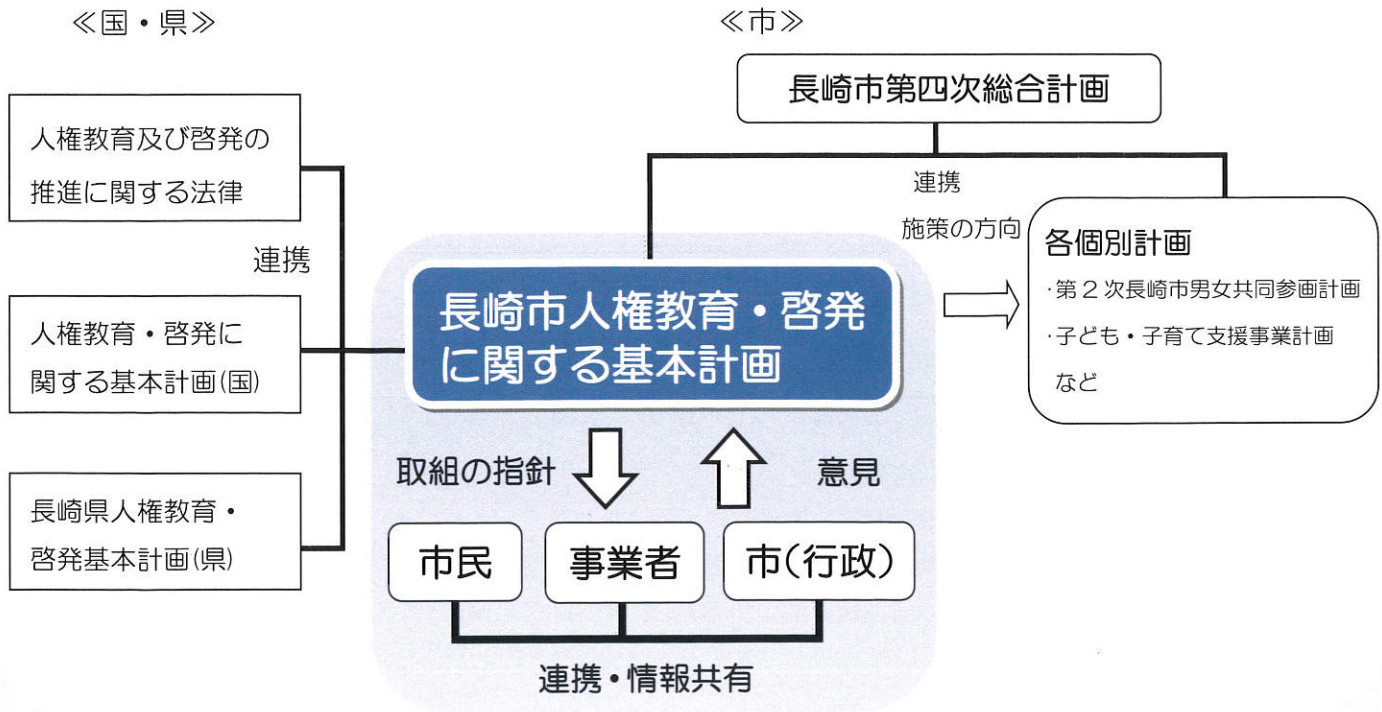
事業の進行を管理する指標

- ①要保護児童がいる家庭への関係機関と連携した支援【再掲】
- ②いじめ、不登校、障害のある児童・生徒の相談対応【再掲】
- ③包括支援センター等における成年後見制度利用相談への対応【再掲】
- ④障害者相談支援体制の充実・強化【再掲】

6 人権施策を力強く進める環境づくり

人権施策を力強く進める環境をつくるために、実施方法の充実などを図り、さらに効果的な人権教育、啓発を推進します。

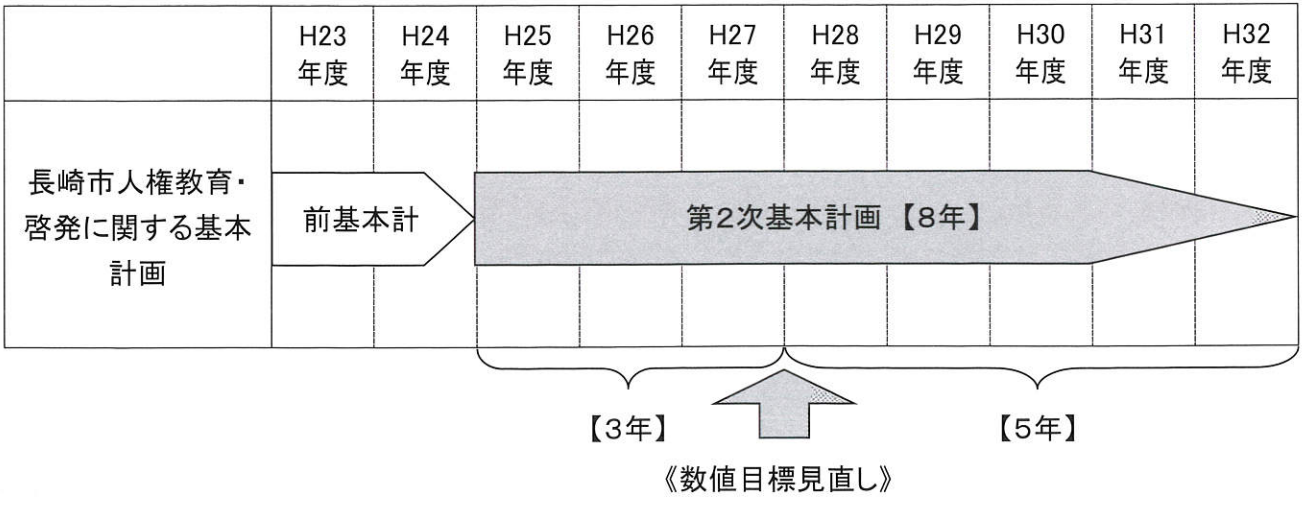
計画の位置づけ



計画期間

基本計画の期間は、長崎市第四次総合計画との整合性を図り、平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間とします。

数値目標については、社会情勢の変化や計画の進捗状況に対応させるため、平成 28 年度から平成 32 年度までの目標値を平成 27 年度に見直しました。



策定 平成 28 年 3 月
 編集・発行 平成 28 年 6 月
 長崎市市民生活部 人権男女共同参画室
 〒850-0874 長崎市魚の町 5 番 1 号
 電話 095-826-0026 FAX 095-826-0062
 E-mail: jinkendanjo@city.nagasaki.lg.jp
 印刷業者: 社会福祉法人 恵風会 就労継続支援事業所そよ風の里 電話 095-800-2515
 ※この冊子は障害者の自立支援のため、障害者施設等に発注し作成しました。